平成２３年（フ）第２７８号
島根県雲南市木次町里方104番地４、前住所島根県雲南市三刀屋町三刀屋1230番地70
債務者　**落**合　美枝
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８０号
島根県安来市黒井田町288番地３　大谷コーポ２号
債務者　藤井　佳美
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０７号
沖縄県那覇市繁多川１丁目２番３号　コーポ仲地403
債務者　棚原　和也
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５０８号
沖縄県那覇市繁多川１丁目２番３号　コーポ仲地403
債務者　棚原むつみ
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５２６号
沖縄県那覇市若狭３丁目18番３―1001号若狭改良市営住宅
債務者　小浜　健治
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５３４号
沖縄県那覇市上之屋１丁目１番10号沖ハウス501
債務者　比嘉ひとみ
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１３１１号
さいたま市浦和区東仲町19番18号　グリーンヒル浦和302
債務者　朴　　貞愛
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７３３号
さいたま市北区日進町２丁目1851番地　第７ハクサンハイツ206号
債務者　嶋野　　勇
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９０８号
さいたま市岩槻区大字南辻95番地４　御成ハイツＡ―２号
債務者　伊藤　千鶴
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９０９号
埼玉県上尾市大字平方1506番地４
債務者　奥野　寿子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９１１号
埼玉県戸田市笹目１丁目41番地の５　ロイヤルガーデン503号室
債務者　森田さゆり
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９４５号
埼玉県上尾市大字上尾下787番地５
債務者　松田　　宏
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９５２号
埼玉県川口市上青木４丁目９番10号　レオパレス上青木第７―101号
債務者　大竹　一徳
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９５８号
埼玉県上尾市西宮下４丁目429番地５　関口グリーンハイツＢ―101
債務者　與那嶺　武
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９７２号
さいたま市緑区東浦和５丁目21番地12　ウィットパーク102
債務者　千葉　米子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９９５号
さいたま市南区大字円正寺141番地
債務者　丸田　哲也
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０１１号
さいたま市北区日進町３丁目53番地１　メゾンソレイユ201
債務者　小松　卓見
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係